

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策方針

当組合は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（以下「マネロン・テロ資金供与」という）に関する方針を以下の通りとして、一元的な内部管理態勢を構築する。

1. 組織体制・責任者

当組合は、コンプライアンス室担当役員をマネロン・テロ資金供与統括責任者とし、コンプライアンス室をマネロン・テロ資金供与統括部署とする。

2. 顧客の管理方針

当組合は、顧客との取引時確認に際して、公的地位等の顧客属性に即し対応策を実施するなど、リスクベースアプローチの考え方に則った適切な措置を講じる。さらに、顧客取引の定期的な調査および分析の結果を記録し、それらの記録を活用してリスク評価書を作成し、対応策を見直す。

3. 経営管理

第1線は、顧客と接点のある営業部門が方針や手続等に基づき対応する。

第2線は、担当役員等を中心に、コンプライアンス室が第1線を継続的にモニタリングする。

第3線は、マネー・ローンダリング等防止にかかる必要な検査を監査室が実施する。

4. 従業員研修の方針

当組合は、取引時確認や取引記録の作成などの顧客管理が適切におこなわれるよう、従業員への研修を継続的に実施する。

5. 疑わしい取引の報告態勢

当組合は、業務内容に応じた規程や整備されたシステムによる日常的なモニタリングの結果、検知した疑わしい顧客や取引等を適切に処理し、当局に対して速やかに届け出る態勢を構築する。